

令和6年10月以降、指導監督基準を満たさない認可外保育施設は、江東区認可外保育施設等保護者負担軽減補助金の対象外となります

江東区認可外保育施設等保護者負担軽減補助金の対象となる認可外保育施設は、国が定める基準（指導監督基準）を満たすとともに、幼児教育・保育の無償化の対象施設として、江東区から「確認」を受ける必要があります。

ただし、江東区では、無償化制度の開始から5年間（令和元年10月1日から令和6年9月30日まで）は、経過措置として、基準を満たしていない施設についても「確認」を受けている場合は、江東区認可外保育施設等保護者負担軽減補助金の対象としています。

無償化の経過措置の終了に伴い、指導監督基準を満たしていない認可外保育施設（指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けていない施設）を利用している場合、令和6年10月以降、江東区認可外保育施設等保護者負担軽減補助金の対象外となりますので、ご注意ください。

制度についての詳細や対象施設等については、以下のホームページよりご確認ください。
ご不明な点がございましたら、以下の問い合わせ先までお問い合わせください。

タイトル	QRコード
【証明書交付状況】（東京都ホームページ） ベビーホテル、事業所内保育施設、院内保育施設、その他施設一覧	
【証明書交付状況】（東京都ホームページ） 居宅訪問型保育事業者一覧（いわゆるベビーシッター業）	
【指導監査結果】（東京都ホームページ） 社会福祉法人・施設・在宅サービス事業者に対する指導検査結果	
（江東区ホームページ） 認可外保育施設等を利用されている方への補助金（令和6年度）	
（江東区ホームページ） 認可外保育施設の幼児教育・保育の無償化の経過措置の終了について	